

業務部速報



No. 19

発行 24. 11. 4

JR東労組 業務部

「グループ会社と一体となった業務執行体制の深度化」に関する説明申し入れ 第1回交渉を行う！その③

6. 本施策における委託対象箇所ならびに委託先会社を明らかにするとともに、その基準を明らかにすること。

【回答】引き続き、各機関及び各グループ会社の業務執行体制を勘案し、検討していくこととなる。

▼組合の主な質問

会社の主な回答▼

現段階で決まっているものはあるのか。	現に交番検査を各鉄道サービス会社に委託している箇所は、引き続き（新系列車両への置換え後、機能保全を同じ会社に委託する）となるのが基本となる。
現段階で新系列車両の機能保全を JR 本体で行っている箇所についてはどうか。	決まっていない。検討を進め、具体的には各機関からの提案となる。
（本社から）提案を受けて議論中にも関わらず、「●●●●（職場名）の機能保全を委託し、そこから徐々に広げていく」という話がされていると、複数の問合せがある。このような話はあるのか。	承知していない。
（組合には）具体的な箇所が回答されないのに何故だ？ということだ。現段階では当該箇所の委託は無いということか。	そうだ。具体的に検討し、深まれば提案することになる。
委託先会社の候補はあるのか。また、技術力の水準はあるのか。	委託先は各鉄道サービス会社と考える。受託時に資格認定の制度があり、品質管理者や総括技術員等の資格が必要で、それが技術力の担保となる。

7. 本施策における委託は、職場毎や車種毎など、どのような単位で実施するのか明らかにするとともに、すでに委託可能とされている業務についても併せて委託する考えはあるのかを明らかにすること。

【回答】本施策は新系列車両の機能保全を委託可能とするものであり、引き続き、各機関及び各グループ会社の業務執行体制等を勘案し、検討していくこととなる。

機能保全の委託は、対象職場一括して委託するのか。	「さらなる推進」で交番検査を委託してきた考え方と同じであり、車種毎の場合もあれば、当該職場で行っているもの（機能保全）を全部という場合もある。
具体的には各職場と各事業所の特情などにより決定するということか。	そうだ。
機能保全を（JR とグループ会社で）分けた場合に、トータルで要員が増えてしまう場合は委託しないということか。	そのような場合は（委託の）意味がないということになる。
機能保全の班員が（一編成あたり）4人いて、そのうち1人だけを委託するようなケースはあるのか。	偽装請負になりかねず、避けた方が良く考える。その形は選ばない。
すでに委託可能な業務（例：消耗品取替など）も、合わせて委託することはあるのか。	本施策とは別件名として地方提案することはある。本施策の中ではない。

8. 本施策によってグループ会社の労働条件が向上するのかを明らかにすること。

【回答】グループ会社における労働条件の改善等については、各社がそれぞれの経営状況等を踏まえ、判断していくこととなる。

「さらなる推進」はグループ会社の労働条件向上も目的の一つだったが、本施策には無いのか。	本施策は「さらなる推進」で積み上げたものを維持するためのものである。
機能保全の労務単価は、すでに委託されている仕業検査や上回り検修、構内入換等と比べ、どの程度の水準になるのか。	交番検査は他よりも高い単価を設定しているが、（機能保全は）目視検査が自動診断に変わっているため、交番検査よりも下がると考える。ただし、労務単価は世の中の動きに遅れないよう上げてきている。
グループ会社の休日が JR 本体よりも少ない問題は、本施策で改善されるのか。	グループ会社の労働条件であり回答は難しい。課題は認識している。

9項～21項は後日交渉予定！説明交渉の回答をもとに、基本交渉に向けた要求案を練り上げよう！